

緊急消防援助隊の活動計画と東日本大震災時の実働の比較

平成 25 年 2 月 7 日 神戸アーノルド優人

論文要旨

1. 目的

緊急消防援助隊では、基本計画や運用要綱などが策定されている。また、大規模災害においては発生地域別にアクションプランが策定されている。

しかし、アクションプランの対象地域外で東日本大震災が発生した。

そこで本研究では、基本計画やアクションプランと東日本大震災時に派遣された緊急消防援助隊の実働を調査し、計画等に沿った活動を行っていたのを実証すると共に、発生が切迫している東海地震を対象としたアクションプランでの課題の抽出を行う。特にアクションプランの問題点・改善案を提唱する。

2. 研究方法

①緊急消防援助という組織の概要を把握するために発足の経緯や部隊構成及び出動事例などを調査する。次に、緊急消防援助隊が活動する際に使用する基本計画や運用要綱及びアクションプランを調査する。

②東日本大震災時の緊急消防援助隊の活動を把握するために、まず消防庁から発刊された東日本大震災時における被害報を調査し、大まかな問題点を調査する。次に、東日本大震災時に緊急消防援助隊隊員として派遣されていた隊員へヒアリング調査を行い、被害報からでは分からなかった細かい問題点を調査する。問題点を分かりやすく理解するためにいくつかのカテゴリで分ける。

③カテゴリ分けを行った問題点に対して、それぞれの改善策を考え、提唱する。また、それらの利便性を検証するために消防職員に資料を提出し、妥当性を確認していただきこの研究を終わる。

3. 研究内容

阪神・淡路大震災時において、広域応援の援助体制に関する規定やマニュアルなどが整備されておらず、多くの課題を残した。これらの教訓から学び、援助体制を構築するために創設された。

部隊構成としては、大きく二つあり、指揮支援部隊と都道府県隊である。指揮支援部隊は被災地の消防本部に入り活動を行う。都道府県隊は消防力が不足している消防本部で実働部隊として活動を行う。また、定期的にブロック単位での訓練や全国訓練を行っている。これらの活動に伴う費用や設備整備等は国の負担又は補助することが決められている。その他には、国の所有物であるヘリコプターなどは無償で使用することが認められている。

緊急消防援助隊を運用する場合においては基本計画や運用要綱及びアクションプランが策定されている。基本計画は出動計画や部隊構成が記載されており、緊急消防援助隊が活動するときに必要な基本的な計画である。運用要綱は応援実施計画の策定や出動や部隊移動に関する規定、受援計画の策定などが規定されている。アクションプランは東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等に対応したアクションプランが存在し、それぞれが異なる地域を対象としており、対象となる災害例、部隊移動のルートや移動方法など基本計画より具体的な計画内容となっている。本研究では活動実

態に基づき、東海地震におけるアクションプランを検証した。

消防庁から発行されている、東日本大震災の被害報の情報に基づき、活動内容や派遣された消防職員の割合など大まかな概要を把握した。ヒアリング調査を行うことにより、基本的には緊急消防援助隊が計画に沿った活動を行っていたことを実証できた。しかし、多数の問題点が明らかとなった。これらをいくつかのカテゴリに分け、改善案を提唱した。さらに、改善案の利便性を検証するために緊急消防援助隊の担当消防職員にヒアリング調査を行った。これにより、消防も把握し改善した事例や、消防も把握しているが解決が難しい問題などが明らかとなった。

また、消防も把握していなかったいくつかの問題点について改善案を提唱することが出来た。このことから、今回の研究で改善できた点は必ずしも多くはないが、若干なりとも寄与できたと思われる。

しかし、アクションプランだけでなく、さらに上位の計画である基本計画や運用要綱に関する問題点も明らかとなり、改善案も提唱したがアクションプランを主の目標としていたためにこれらの問題点に関しては、今後の課題としたい。